

IFRS News

Quarter 4 2013



vol.

IFRSニュースへようこそ―グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRS チームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2013年の最終版となる本号では、初めに、2013年12月を年度末とする企業に初めて適用されるいくつかの重要な基準に注目します。

それから、国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワーク及び中小企業(SME)向けIFRSに関する改訂案について説明します。続いて、グラント・ソントンにおけるIFRS関連ニュース及びIASBに影響を及ぼすさまざまな活動に目を向けます。

最後に、IASBが現在コメントを募集している提案及びまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について概要を説明します。

目次

2013年12月決算期企業-変更への準備は万全でしょうか?	03
SME向けIFRSに関して提案された変更	08
IASBはIFRSsの開発及び改訂に資するフレームワークを見直す	12
リース・プロジェクトに関するコメントレターを提出	15
規制繰延勘定に関するコメントレターを提出	16
2013年版のIFRSに基づく財務諸表記載例を公表	16
RCGTは資源採掘産業に関する説明会を主催	17
評価専門家がグラント・ソントン・ジャパンに加入	17
GTILのIFRSインタープリテーション・グループに注目	18
グラント・ソントン・アルゼンチンはIFRS検定の推進を支援	18
その他のトピックー概要	20
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	24
コメント募集	26

2013年12月決算期企業一変更への準備は万全でしょうか?

多くの新しい会計基準が2013年1月1日以降に開始する事業年度から発効となっていることから、2013年度の財務諸表において必要な変更がすべて取り上げられているかを今こそ確認すべき時です。会計方針及び開示に対するすべての必要な変更を導入する計画は滞りなく進められなければなりません。

以下に、2013年12月を報告日とする企業に影響を及ぼす最も重要な変更について概要を説明します。2013年12月年度決算期に有効となる新基準及び修正の全リストについては、本ニュースレター巻末の「新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日」をご覧下さい。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号では、連結対象を決定するにあたり、あらゆるタイプの投資先(特別目的会社及び従来型の議決権持分企業など)に適用される原則主義による新たな支配の定義を導入しています。IASBは単一のモデルを確立することで、実質的に支配している企業の連結を避けるために作為的な仕組みを用いることがより困難になると期待しています。

また、IFRS第10号では、新しい、もしくは修正されたガイダンスによって以下に示す分野における適用をより明確化することも目指しています。

- ・有力な少数株主による支配(事実上の支配)
- ・オプション及び転換社債などの潜在的議決権の影響
- ・代理関係における支配の判定

IFRS第10号のもとでも、多くの場合、連結すべき対象の決定結果に変更が生じることはないと思われます。しかし、従来の基準(IAS第27号)に基づいて行われた「境界線」上にある連結の判定については改訂を余儀なくされるものもあり、当然のことながら重要な影響を及ぼすことになります。

IFRS第10号の要求事項の詳細は、グラント・ソントンが2012年8月に公表した本基準の詳細な手引き「支配していますか?IFRS第10号『連結財務諸表』の実用ガイド」をご覧下さい。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。

An instinct for growth

An instinct for growth

Under control?

2013年度の財務諸表において必要な変更がすべて取り上げられているかを今こそ確認すべき時です

IFRS第11号「共同支配の取決め」

IFRS第11号「共同支配の取決め」により、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」が置き換えられています。IFRS第11号は、共同支配の取決めの会計処理及び共同支配の取決めに関して報告される情報の質を高めることを目指しています。このことは、共同支配の取決めにおける契約上の権利と義務を認識するよう企業に対して求める原則主義によるアプローチを確立することによって実施されます。

IAS第31号において共同で支配されている企業 (jointly controlled entities) として説明されている取決めは、今や、当事者の権利及び義務の経済的実質に基づいて共同支配企業 (joint ventures) 又は共同支配事業 (joint operations) のいずれかに分類されることになります。これらの取決めは実際には共同支配企業として分類される場合が多く、IFRS第11号では持分法を適用することを要求しています (比例連結を適用する会計処理の選択肢は廃止されています)。また、IFRS第11号では、IAS第31号における「共同支配の営業活動 (jointly controlled operations)」と「共同支配の資産 (jointly controlled assets)」といった用語も削除されています。そうした取決めの多くは、新たに定義された「共同支配事業」のカテゴリーに分類されます。

本基準は、共同支配の営業活動又は共同支配の資産に係る取決めに対しては、ごくわずかな 影響(もしあれば)しか及ぼさないと考えられます。しかし、共同支配企業に対する共同支配投資 企業の持分の比例連結が廃止されたので、持分法ではなく比例連結による会計処理方法を選 択してきた多くの企業が多大な影響を受けると予想されます。

純資産の額が比例連結の廃止によって影響を受けることはないものの、この会計手法が廃止されることによって財務諸表作成のプロセスに影響をもたらし、貸借対照表とパフォーマンス・レシオに変化が生じることになります。

IFRS第11号公表時に刊行したグラント・ソントンのIFRSニュース特別号「新しい連結基準」には、本新基準の要求事項に関する詳細な説明が含まれています。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号は、すべての公正価値測定に関して単一のガイダンスを提供し、公正価値の定義を明確にするために公表されました。本基準が公表される前は、公正価値に関するガイダンスはさまざまなIFRSの中に分散していました。それらの基準の中には、極めて限定的なガイダンスが示されているものもあれば、広範囲にわたるガイダンスが示されているものもあり、内容も必ずしも整合しているわけではありませんでした。

本基準では、財務報告に際しての公正価値の測定方法について説明しており、公正価値に関して大幅に拡充した開示を導入しています。本基準では、どのような場合に公正価値を適用すべきかの要求事項については扱っておらず、公正価値によるべき場合の変更も行われていません。しかし、金融商品及び非金融商品の項目に適用する場合を含め、ほとんどすべての公正価値並びに「公正価値に基づく」測定について取り扱っています。また、注記で開示するよう求められている公正価値についても扱っています。

公正価値の新しい定義

IFRS第13号では、測定日に市場参加者間における秩序ある取引で資産を売却することにより受け取るであろう価格、もしくは負債を移転することにより支払うであろう価格として公正価値を定義しています(すなわち、出口価格)。

公正価値の定義に出口価格を使用することによって、入口価格に存在しうる企業固有の要素を排除できるという利点があります。しかし、この定義により影響を受ける企業もあります。特にある市場で資産を取得して(もしくは負債が生じて)、別の市場でそうした資産(又は負債)を売却もしくは移転する企業に対して影響を及ぼすと思われます。同様に、取引価格又は入口価格は、関連当事者が関与しているか、もしくは取引が強制的に行われている場合には、公正価値を必ずしも示していない可能性があります。

3つのレベルの公正価値ヒエラルキー

公正価値を測定する際に、企業は適合する観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用は最小限に抑える評価技法を使用するよう求められます。IFRS第13号では、公正価値を測定するにあたり、公正価値とエラルキーを定めています。

ヒエラルキーの各レベルに適用される開示要求の重要な相違は、利用者が公正価値測定の信頼性を 判断する上で有用となります。こうした開示は、一部の企業にとっては負担となる場合があります。例 えば、不動産評価に用いられるインプットは、状況によってはヒエラルキーのレベル3に分類される可 能性があります。その場合には、その評価がどのように行われたのかについての広範囲にわたる開示 が必要となります。

IFRS第13号の公表時に刊行したグラント・ソントンのIFRSニュース特別号「IFRS第13号『公正価値測定』」には、本新基準の要求事項に関する詳細な説明が含まれています。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

IFRS第12号では、出資者もしくはスポンサーが重要な関与を有する連結及び非連結企業の両方に適用される拡充した開示要求を扱っています。当該開示は、報告企業が特別なストラクチャリングの創生に関与している程度、及びその結果として報告企業がさらされるリスクを、投資者が評価する際の助けとなります。

IFRS第12号は、新しい一連の連結基準における他の基準と比べて、財務諸表作成者に対して根本的な影響は及ぼさないとも言えます。例えば、IFRS第10号では、これまで連結されていなかった企業が連結対象とされる可能性があります。また、IFRS第11号では、企業によっては共同支配企業の会計処理を比例連結ではなく持分法を使用して行うことになります。しかしながら、IFRS第12号は、他の新基準がほとんど又は全く影響を及ぼさない場合でも、子会社、関連会社又は共同支配企業への関与を有するほぼすべての企業の財務諸表に影響を与えることになるでしょう。IFRS第12号は、そうした企業が示さなければならない最低限の開示を定めています。こうした開示情報の中には、新しく開示を要求されるものが含まれており、その準備には計画が必要となります。

IAS第19号「従業員給付」(改訂)

IAS第19号「従業員給付」の改訂版は2011年に公表されており、確定給付制度に係る認識、表示及び 開示を改善することを目的とした修正が含まれています。

本基準の改訂版で行われた変更により、以下の事項が生じることになります。

- ・確定給付を提供する費用のすべての見積り変動及び制度資産の価値のすべての変動を即時認識する。IAS第19号の旧版のもとでは、一部の利得又は損失を遅延認識することができた。そうしたさまざまな遅延認識手法は、「回廊」アプローチを含め廃止された。
- ・確定給付制度により生じるさまざまな種類の利得及び損失を区別する新しい表示方法が示された。

これらの項目それぞれを規定したことにより、IAS第19号から、企業が確定給付債務及び制度資産の公正価値の変動のすべてを純損益として認識することができるという選択肢は削除されました。

賛否両論のある変更点ですが、財務諸表作成者は、制度資産の期待収益を純損益に含めることができなくなります。

そして、制度資産の収益というものは、制度資産から生じる利息、配当及びその他の収益(制度資産に係る実現並びに未実現の利得又は損失を含む)から一定の費用を控除したものを指すことになります。当該変更により、年金制度資産の期待収益を収益として区別計上し、算定した年金負債に係る利息費用を費用として計上することがなくなります。代わりに、修正された基準では、優良社債の市場利回りを年金の資産不足又は資産超過の純額に適用することによって、純利息費用又は利得を算定するよう求めています。その結果、多くの企業の報告利益が減少することが予想されます。

投資企業

2012年10月に、IASBは「投資企業-IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号の修正」を公表しました。

本修正では投資企業を定義し、当該定義に関する詳細な適用指針を提供しています。当該定義に 該当する企業は、他の企業(子会社)を連結せずに、そうした他の企業に対する支配持分である投資 を、純損益を通じて公正価値で測定することが求められます。また、投資企業に対する新たな開示要 求も定めています。

本修正については2014年1月1日からの適用ですが、(各国の法規の容認を条件として)早期適用が 容認されています。IFRS第10号の適用時に本修正を適用することは、該当する企業にとってかなりの インセンティブとなります。IFRS第10号の新たな要求事項に基づいて、支配の有無の判定を見直す際 に費やさなければならない多くの時間と労力を省けることになるからです。該当するであろう企業に は、プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド 及びその他の投資ファンドが含まれます。

投資企業に係る本修正の公表時に刊行したグラント・ソントンの IFRSニュース特別号には、連結からの除外及びそうした除外に該 当するために満たさなければならない条件について、より詳細な情 報が含まれています。本刊行物の入手については、各国のグラン ト・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



volume 19 / Quarter 4 2013

SME向けIFRSに関して提案された変更

IASBは、中小企業(SME)向けIFRSの修正を提案する公開草案を公表した。SME向けIFRSとは、非公開企業のニーズを満たすことを目的とした独立した基準である。これまでにSME向けIFRSは世界中の80ヵ国以上で適用されている。

SME向けIFRS(以下、「本基準」とも言う)を公表した際、IASBは本基準に対する最初の包括的レビューを2年後に行う予定であり、その間、企業が本基準を適用することによって得るであろう経験を評価し、何らかの修正が必要であるのかを検討すると述べました。

2010年に多くの法域でSME向けIFRSが適用され始めたため、IASBは2012年に最初の包括的レビューを開始し、本基準を適用している企業の意見を求めて情報提供要請(RFI)を公表しました。次に、IASBのSMEインプリメンテーション・グループ(SMEIG)(南アフリカのパートナーであるFrank Timminsがグラント・ソントンを代表して当該グループのメンバーとなっている)は、IASBが最初の包括的レビューを行うことを支援するために、考えうる本基準の修正に関する提案を開発しました。

法人所得税を取り扱うセクションの内容を変更するという提案(-現行のセクションは、IAS第12号「法人所得税」の改訂のための公開草案に基づいているが、その公開草案は確定しなかったので)を除き、本修正案ではSME向けIFRSに対して軽微な変更のみを行うこととなります。これは、SME向けIFRSとは、公的説明責任を有さず、完全版IFRSを適用する企業と比べて、一般的にはさほど複雑でない取引を行う企業向けに、独立した簡素化された会計原則のセットを提供すべきものであるというIASBの方針に沿っています。下記の表では、提案された変更について、やや詳細に説明しています。

新たなIFRS又は改訂されたIFRSをSME向けIFRSに組み込むための修正

修正案

SME向けIFRS公表後に公表された新たな IFRS及び改訂されたIFRSそれぞれについて 検討した結果、IASBは、以下の新たなIFRS 又は改訂されたIFRSから生じる変更を含め ることを提案しています。

- ・IAS第1号「その他の包括利益の項目の表示」(2011年修正)
- ・IAS第32号「株主割当で発行された新株予 約権の分類」(2009年修正)
- ・IFRIC解釈指針第19号「資本性金融商品 による金融負債の消滅」
- ・「激しい超インフレ及び初度適用企業に対する固定日付の廃止」(2010年)及び「政府からの借入金」(2012年)に関連する IFRS第1号の修正
- ・完全版IFRSに対する2010年と2012年の年 次改善から派生するさまざまな軽微な修 正、及びいくつかの適用範囲の変更

影響

当該変更によって、SME向けIFRSにおける ごく一部のパラグラフが修正され、その結果 として、影響も限定的なものになると予想さ れます。

IASBは、IFRS第3号「企業結合」(2008年)、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第13号「公正価値測定」、IAS第19号「従業員給付」(2011年)などの、完全版IFRSに対する最新かつ重要な変更の多くを含めないよう提案しています。

SME向けIFRSの要求事項を変更する修正

修正案

提案された修正によると以下の事項が生じることとなります。

- ・法人所得税を取り扱うセクションの認識及 び測定原則とIAS第12号の要求事項とを 一致させる。
- ・企業がのれん又は他の無形資産の耐用 年数を信頼性をもって見積もることができ ない場合には、耐用年数は10年を超える べきではない(現行のように10年に固定し ない)。
- ・市場金利にリンクした金利変動条項を伴う リース契約については、純損益を通じて公 正価値で測定するよう求めるのではなく、 リース会計基準によって会計処理を行う。
- ・複合金融商品の負債部分を、類似の独立 した金融負債と同様の方法により会計処 理するよう求める。現在は償却原価で測 定している。

影響

最も重要な変更は、法人所得税に関連するものです。SME向けIFRSが2009年に公表された時点では、法人所得税を扱うセクション29はIASBによる2009年の公開草案「法人所得税」に基づいていました。その当時は、この2009年の公開草案によってIAS第12号は修正されると期待されていましたが、最終化には至りませんでした。

新たな指針を定める修正

修正案

提案された修正では、以下の事項に関する 新たな指針が追加されることとなります。

- ・グループ企業が異なる報告日を有してい る場合における連結財務諸表の作成
- ・非支配持分の算定
- ・金融商品の資本又は負債の区別分類
- ・非現金資産の分配による未払配当金の決 済に関する会計処理
- ・把握可能な報酬の額が、対価として付与 された資本性金融商品ないし発生した負 債の公正価値を下回るような株式に基づ く報酬取引
- ・採掘活動に関する会計基準
- ・活発な市場、在外営業活動体、最低リース料支払額及び取引費用を含むいくつか の新しい定義

影響

本修正は特定の状況を対象としており、広 範囲にわたる影響は及ぼさないと思われま す。

追加的な免除規定を設ける修正

修正案

以下の追加的な免除規定が提案されています。

- ・資本性金融商品への投資を公正価値で 測定する場合の「過大なコスト又は努力」 に基づく免除規定
- ・企業結合において無形資産を個別認識 する場合の「過大なコスト又は努力」に基 づく免除規定
- ・分配の前後で、同一の当事者によって最終的に支配されている非現金資産の分配についての要求事項に対する免除規定
- ・法人所得税資産と負債の相殺の要求事 項に対する「過大なコスト又は努力」に基 づく免除規定

影響

これら追加的な免除規定により、こうした特定の状況での実務上の救済措置が提供されます。

SMEIGのQ&Aのガイダンスをさらに開発する修正

修正案

SMEIGが開発したQ&Aのガイダンスに以下の事項が追加されることとなります。

- ・親会社の個別財務諸表におけるSME向け IFRSの利用の明確化
- ・SME向けIFRSのいくつかのセクションで用いられている「過大なコスト又は努力」に基づく免除規定に関するガイダンス
- ・在外子会社財務諸表を表示通貨へ換算 した際に生じる累積為替差額は、子会社 の処分によりすべてが純損益として認識さ れるわけではないことを明確化

影響

SMEIGのQ&Aはすでに公表されています。 しかし、こうしたQ&AをSME向けIFRSに組み 込むことによって、当該ガイダンスは強制的 なものとなります。

開示要求を簡素化する修正

修正案

- ・生物資産及び株式資本の変動調整表の 作成についての救済措置を提案する。
- ・解雇給付の会計方針に関する開示要求 の削除を提案する。

影響

これらの変更により、こうした特定の状況での実務上の救済措置が提供されます。

軽微ではあるが明確化する修正

修正案

以下の事項の1つ又は複数に対処する軽微 な修正を提案する。

- ・ 文言/IASBの意図の明確化
- ・明確さに欠ける文章の書き直し
- ・特定のセクションの適用範囲の明確化
- ・ 不整合の削除

影響

これらの修正により、実務上の変更が生じたり、SMEの大半の財務諸表が影響を受けることはないと考えられます。

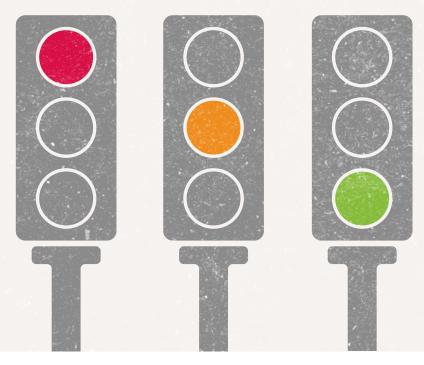
編集上の修正

修正案

数多くの編集上の修正が本公開草案に含まれています(通常、一般のコメントを求めて公表されることのない修正)。

影響

これらの修正は軽微なものであり、主として SME向けIFRSを通して用語と文言を整合さ せるためになされています。



IASBはIFRSsの開発及び改訂に資するフレームワークを見直す

プロジェクトはIFRSsの開発及び改訂に資する概念の完全かつ最新のセットを提供することにより、財務報告を改善することを目指している

IASBは、財務報告に関する概念フレームワークについて考えうる変更を検討するディスカッション・ペーパーを公表しました。

本概念フレームワークは、財務諸表の作成及び表示の基礎となる概念を取り扱っており、IFRSsにおける特定の認識及び測定基準の基礎となります。これは、IASBが新基準を開発する際に、又は既存の基準を改訂する際に、首尾一貫した結論に到達する上で有用です。それのみならず、特定のIFRSによって取り扱われていない項目の会計処理を行う企業にとっても有用です。

2011年に行われた公開協議では、既存のフレームワークの改訂に対する強い要望がコメント提出者から示されました。IASBはこのディスカッション・ペーパーを公表することによって、こうした要望に対処しました。本ディスカッション・ペーパーは、フレームワークで現在取り扱われていないいくつかの重要な領域や、時代遅れであったり、IASBの現在の考えを反映していない部分に焦点を当てています。以下の表により、これらの領域に関する詳細を紹介します。

資産及び負債の定義

提案

定義について、以下の改訂を提案しています。

- ・ 資産は資源であり、負債は義務であるという事実に、より明確に焦点を当てる。
- ・経済的便益の流入又は流出が生じること が確実でない資源及び義務の状況を明確 にする。

背景

現在の資産及び負債の定義では、資源が 流入又は流出することが期待されるという概 念を具現化しています。その結果、最低限 の蓋然性の閾値に達していない場合に、資 産として存在しうるのか、又は認識されうるの かについて問題が提起されてきました。

認識及び認識の中止

提案

認識:

- ・IASBが以下の事項を決定しない限りは、 企業がすべての資産及び負債を認識す べきことを提案する。
 - 資産又は負債を認識することによって、 目的適合性がない、又はコストを正当化 するのに十分な程には目的適合性のない情報が財務諸表利用者に提供され る。
 - 資産又は負債の測定をすることが、資産又は負債、及びその結果として生じる収益又は費用の十分に忠実な表現とはならない。

認識の中止:

・認識の中止に関する支配アプローチへの 支持が示されているが、当該アプローチ に対しては例外を設ける余地も残されて いる(例えば、資産又は負債の構成部分 について)。

背景

本ディスカッション・ペーパーでは、資産・負債などの項目を認識するにあたって、企業はそれを信頼性をもって測定できる原価(cost)又は価値(value)を有している必要はないと提言しています。しかし、IASBはこうした原則に例外を設ける権利を有しています。

既存の概念フレームワークは、認識の中止 について取り扱っていません。

測定

提案

- ・使用する測定の基礎の数を制限すること を提案する。
- ・特定の資産又は負債に適した測定の基礎 を選択する際に、IASBの予備的見解とし ては、企業は以下の事項を検討すべきで あるとしている。
 - 当該資産がどのように将来キャッシュ・フローに寄与するのか、又は企業が当該負債をどのように履行もしくは決済するのか。
 - その測定の基礎が財政状態計算書及 び包括利益計算書においてどのような 情報を生み出すのか。

背景

既存の概念フレームワークでは、測定及びどのような場合に特定の測定の基礎を適用すべきかに関するガイダンスがほとんど提供されていません。そのため、本ディスカッション・ペーパーでは、IASBが資産又は負債に最も適した測定の基礎を選択する際の助けとなるガイダンスを提案しています。

例えば、公正価値は、複雑な特徴を有し売 買目的で保有されている金融資産について の最も目的適合的な測定の基礎であると考 えられています。しかし、有形固定資産など 将来キャッシュ・フローに間接的に寄与する 資産にとっては、減価償却後原価の方がよ り目的適合性が高いであろうということが本 ペーパーにおいて指摘されています。

純損益及びその他の包括利益(OCI)

提案

本ディスカッション・ペーパーでは、IASBが 純損益に認識すべき項目とOCIに認識すべ き項目とを区別決定する際の助けとなるさま ざまな提案を取り上げ検討しています。

IASBの予備的見解として、OCIに認識される項目は、資産及び負債の現在的測定による変動(再測定)から生じた利益及び費用の項目に限定すべきであるとしています。

背景

現在、純損益に表示すべき利益又は費用の項目とOCIに表示すべき利益又は費用の項目を決定したり、OCIに従前に認識していた項目をOCIから純損益にリサイクルすべきか、またどのような場合にそうすべきかを決定するための原則がIFRSには示されていません。

表示及び開示

提案

本ディスカッション・ペーパーでは、IASBが 以下の項目について、検討目標と考えてい る事柄が示されています。

- 基本財務諸表の表示
- ・ 財務諸表注記の表示
- 重要性
- 伝達原則

IASBは、上記の結果として取るいくつかの短期的なステップ(IAS第1号の限定的範囲の修正を含む)及びいくつかの長期的なステップを想定しています。本ディスカッション・ペーパーで取り上げられている長期的なステップには、IAS第1号、IAS第7号及びIAS第8号の置き換え、並びに個々のIFRSにおける開示要求の改訂が含まれています。

背景

既存の概念フレームワークには、開示に関するセクションがありません。

IASBは、2011年に将来のアジェンダに関する公開協議を実施しました。本協議へのコメント提出者の多くは、開示に関するフレームワークは、開示される情報を投資者にとってより目的適合性のあるものとし、作成者に対する負担を軽減するために必要であると述べました。

資本

提案

以下の事項を提案しています。

- ・ 資本(持分)の定義は維持すべきである。
- ・異なるクラスの資本に関して、より多くの情報を提供するために、改善された資本変動計算書を使用する。

背景

既存のIFRSでは、負債の定義を負債と資本性金融商品とを区別する際に整合的に適用していないため、資本と負債とを区別することが困難となりえます。

次のステップ

本ディスカッション・ペーパーは、概念フレームワークの改訂に向けた第一歩です。IASBが受け取るフィードバックは、より具体的な考えをより完全な提案へと開発する手助けとなるでしょう。改訂した概念フレームワークを公表したら、その後は、IASBは新しい又は改訂されたIFRSを開発するためにそれを利用することになります。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IASBによる2011年のアジェンダ協議への私どものコメントレターの中で、IASBが財務報告の開発に取り組む作業のなかでは、概念フレームワークの改訂の完了を優先させるよう提案しました。特定の領域に関する最新のガイダンスの欠落が、過去に問題を生じさせました。例えば、どの利得及び損失を純損益ではなくOCIに当初認識すべきなのか、そしてどのような場合にそれらを組み替えるべきなのかを決定する明確な概念的基礎がない点について、私どもは繰り返し指摘しました。

したがって、私どもはIASBの本ディスカッション・ペーパーを歓迎します。本討議がどのように進展し、基準設定における慎重性、信頼性及び受託責任の役割をもっと重視することを求める一部のコメント提出者の声が幅広い支持を得るのかは興味深いものがあります。

リース・プロジェクトに関するコメントレターを提出

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドと米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、IASBの公開草案「リース」及び米国財務会計基準審議会(FASB)の会計基準更新書(ASU)案「リース(Topic842)」(2010年のASU案「リース(Topic840)」の改訂)について共同でコメントを提出しました。

このコメントレターにおいて、私どもはリースの公開草案を再公表するという両審議会の決定を歓迎し、両審議会が本プロジェクトに引き続き共同で取り組むことを称賛しています。しかし、リース会計を改善するという両審議会の目標については全面的に支持しているものの、現在の内容で本公開草案の最終化を進めることについては支持しておりません。それは、最新の提案により、財務報告は改善されずに、かなりの導入コストが必要になるであろうと考えるからです。

こうした懸念があるとはいえ、両審議会がリース会計を改善するために 今後も連携して取り組むことを奨励します。より目的適合性があり、忠実 な表現で、かつ理解可能であり、複雑でない、顧客との同様の取引又 は取得に関する会計処理と概念的に整合した情報を、利用者に提供 する代替モデルを開発することが可能であると考えています。そのた め、現在の濫用を削減し、目的適合性があり、忠実な表現の情報を財 務諸表利用者に提供する形で、両審議会がリースの分類に関するモデ ルをさらに開発することを期待しています。

規制繰延勘定に関するコメントレターを提出

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案「規制 繰延勘定」に関するコメントレターを提出した。

コメントレターにおいて、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、本アプローチに若干のマイナス面及びリスクがあることは認識してはいるものの、料金規制に関する包括的なプロジェクトが完了するまでの、暫定的な解決策を開発するというIASBの方針を支持しています。

また、本公開草案における暫定的な解決策の適用を、規制繰延残高を国内のGAAPに従って認識している初度適用企業に限定する提案についても支持しています。

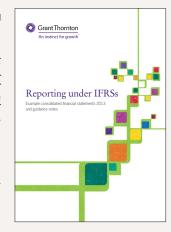
本公開草案における暫定的な解決策の適用を、規制繰延残高を 国内のGAAPに従って認識している初度適用企業に限定するという提案についても支持している

2013年版のIFRSに基づく財務諸表 記載例を公表

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、2013年版のIFRSに基づく「連結財務諸表記載例」を公表した。

この新バージョンでは、2013年12月31日に終了する事業年度から有効となるIFRSsの変更を反映させるために見直し及び更新を行いました。特に、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」(改訂版)の適用を反映しています。本刊行物は、公表されているがまだ有効となっていないIFRSのその他の変更の早期適用については反映していません。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



RCGTは資源採掘産業に関する説明会を主催

2013年9月25日に、レイモンド・シャボット・グラント・ソントン(RCGT)は、約40社のクライアント及びクライアントとして見込まれる会社を招待し、資源採掘産業向けの説明会を1日がかりで主催した。

この1日がかりの説明会において、幅広いテーマが取り上げられました。例えば、ケベック州の資源採掘業の税体系及びIFRSにおける最近の動向、2013年度のRCGTの一般的な財務諸表の改善点や変更点、採掘・探査に係る税額控除の算定、評価資産及び探査権の減損テスト、資源採掘産業におけるIFRSの導入、並びに資源採掘企業の社会的責任及びプロジェクトの社会的受容性の変化などです。

また、鉱物探査企業の資金調達問題に関する円卓会議も開催されました。本会議では、RCGTの資源採掘部門のリーダーであるAnand Beejanが進行役を務め、著名な業界関係者であるTSX(トロント証券取引所)の取締役であるLouis Doyle氏、Ressources Québecのディレクター・ジェネラルであるDenis Williams氏、Caisse de dépôt et placement du Québecのプライベート・エクイティ部門のディレクターであるDanny Pelletier氏、及びケベック州の鉱物探査協会の理事長兼Ressources Cartierの会長兼CEOであるPhilippe Cloutier氏が参加しました。

評価専門家がグラント・ソントン・ジャパンに加入

竹埜正文氏が、日本のメンバーファームである太陽ASG有限責任監査法人に加入しました。氏は、IFRS第13号「公正価値測定」の適用を支援する教育マテリアルを開発しているIASBの評価専門家グループのメンバーです。

竹埜氏は、評価実務に携わり、東京事務所のマネージング・ディレクターを務めています。M&A支援を含め、企業評価、公正価値測定及び財務アドバイザリーサービスにおいて15年以上の経験があります。

グラント・ソントンに加入する前は、国際的な評価会社のマネージング・ディレクターを務め、4大監査法人の一つのパートナーとして評価業務を担当していました。そのキャリアを通して、企業評価、減損テスト、無形資産評価及び購入原価配分(PPA)を行うための専門知識を身につけました。その間、銀行、ITサービスや製造業などのさまざまな業種に対して助言を提供しました。

IASBの評価専門家グループのメンバーであるとともに、無形 資産評価について企業会計基準委員会(ASBJ)への助言も 行ってきました。また、数冊の著書及び記事を公表してお り、評価に関する講演も行ってきました。

GTILのIFRSインタープリテーション・ グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド IFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はカナダの代表にスポットライトを当てましょう。

Rinna Sak、グラント・ソントン・カナダ

Rinna Sakは、グラント・ソントン・カナダの会計基準担当のナショナル・ディレクターです。クライアントや専門スタッフのために複雑で判断を要す会計処理及び報告の問題を検討したり、品質レビューを行うなど、IFRSに関連するすべての重要な問題を監視し関与しています。Rinnaは、2012年初めにグラント・ソントンに入所しました。2011年にカナダの公開企業がIFRSを採用した際には、グラント・ソントンとその前に務めていたファームにおいて、移行プロジェクトに深く関わっていました。Rinnaは、内外の聴衆に向けて財務報告の問題について定期的に講演する傍ら、自身の3人の子供にはおとぎ話を聞かせているといいます。



グラント・ソントン・アルゼンチンは IFRS検定の推進を支援

グラント・ソントン・アルゼンチンの監査パートナーであるGabriel Righiniは、アウストラル大学のコンサルティング委員会に任命されました。本委員会は、IFRS国際検定(IFRS International Certificate)コースの開発に取り組んでいます。

アウストラル大学は、法律、工学、経済及び医学といった多くの専門職における高等教育を、30年以上にわたり提供している一流のアルゼンチンの機関です。今では、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)により「パートナー・イン・ラーニング」として認識されている唯一の団体となっており、ICAEWが主催するIFRS国際検定のためのトレーニング・プログラムを開発し、参加学生の評価を行っています。

アウストラル大学は、グラント・ソントン・アルゼンチンに対して、その市場での地位及びIFRSに係る経 験を踏まえ、IFRS国際検定のコンサルティング委員会に代表を選出するよう要請しました。本委員会 は、教授の評価及び選任その他のハイレベルな役割を荷うトレーニングプログラムに責任を負うことに なります。Gabrielはこの職に選ばれ、プログラムを通じて大学を支援することになります。

本プログラムは、財務諸表の作成者及び利用者を対象としていますが、会計士や財務関係の職員、 アナリスト、投資者やポートフォリオ・マネージャー、法務部門、法規制のコンプライアンス及びリスク管 理担当部門、規制当局及び基準設定主体の職員を含め、IFRSの知識を深めようとする人なら誰でも 興味を引かれるでしょう。

> 本プログラムは、財務諸表の 作成者及び利用者を対象とし ている

その他のトピックー概要

IASBのワークプラン

IASBは9月末に、IFRSの開発に関するワークプランの最新版を公表しました。

公表が予定されている以下の事項 などに焦点が当てられています。

2013年第4四半期

下記の項目に関する最終化された IFRS

- 収益認識
- ・IFRS第9号-一般ヘッジ会計
- マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパー

2014年第1四半期/第2四半期

下記の項目に関する最終化された IFRS

- · IFRS第9号-減損
- ・IFRS第9号-分類及び測定

IASBはIFRS第8号「事業セグメント」の適用 後レビューを完了

IASBは、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビューを完了しました。レビューの目的は、新基準が期待された通りに機能しているのか、目的を達成しているのか、及び財務報告を改善したのかを検討することにありました。

IFRS第8号のレビューでは、本基準はおおむね期待された通りに機能していると結論づけられました。さらなる調査が、多くの限られた領域を対象として行われます。また、それらの領域はFASBとの連携の対象となり、IFRS第8号により達成されたUS GAAPとのコンバージェンスの内容に照らして検討されます。

IFRS第8号は、2007年にIFRS財団の評議員会が当該適用後レビューを行うことをデュー・プロセスに追加して以来、IASBによる適用後レビューの対象となった最初の基準でした。

IASBは企業結合に係る基準の適用後レビューを開始

IASBは、2004年版と2008年版によって導入された変更を検討する、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを開始しました。

レビューは、2つのフェーズで構成されます。第1フェーズにおいて、IFRS第3号の適用上問題のある領域又は予想外のコストに直面した領域を識別する、対象を絞ったアウトリーチを実施します。また、本基準の適用に関する学術的調査及びその他の調査を行います。このフェーズにおいて識別された領域は、情報提供要請(RFI)に含められ、一般のコメントを求めて公表され、第2フェーズへと移行することになります。第2フェーズにおいては、IFRS第3号を財務諸表作成者側が適用した際の経験、さらに適用により作られた報告内容を投資者やその他の人々が利用した際の経験について学ぶために、IASBは広範なアウトリーチを実施し、RFIに寄せられた一般のコメントを分析します。



FASBとIASBは収益認識に関する共同の移行リソース・グループを設置予定

IASBとFASBは、近々来たるコンバージェンス した収益認識基準(両審議会は年内に最終基 準を公表する予定です)に焦点を当てる共同 の移行リソース・グループを設置する計画を公 表しました。

移行グループは、企業、機関及びその他の組織が当該収益認識基準を導入する際に生じうる基準解釈上の論点(実務上の不整合が生じることも考えられます)についてIASBとFASBに情報を提供する責任を負うことになります。グループ自体がガイダンスを公表することはありませんが、両審議会が、2017年に予定されている基準の適用目前に、そのような不整合を解消するためにどのような行動(もしあれば)が必要となるのかを決定することを支援します。

IFRSの法域別プロフィール

IFRS財団は、IFRSの使用に関するプロフィールを世界各国の法域別に開発する取組みを引き続き行っています。プロフィールはこれまでのところ、G20の全法域を含む81の法域に達しました。プロフィールはIASBのウェブサイトで入手することができます。

http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Jurisdiction-profiles.aspx.



証券監督者国際機構(IOSCO)とIFRS財団は、1組のプロトコルに合意しました。これにより、最高品質の財務報告の基準への両組織の共通の公約を支援する国際的協力を深めることになります。本プロトコルに基づき、両組織は、IFRSの開発とIFRSの国際的に首尾一貫した適用の両方において協力を深めるでしょう。IOSCOは、証券規制のために国際的に認められる基準への準拠を啓発し推進しています。そのメンバーには、世界の証券市場の95%を監督している120以上の証券規制機関が含まれています。

IASBはIFRSタクソノミの中間報告に関する公開草案を公表

IFRS財団は、2013年版IFRSタクソノミの中間報告パッケージに関する公開草案を公表しました。

2013年版IFRSタクソノミは、2013年1月1日に 公表されたIFRSをXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式で作成したもので す。本中間報告には、IASBが公表した新しい IFRS及びIFRSの改善を反映する追加的なタ クソノミの概念が含まれています。そのため、 最新のIFRSを使用して電子開示したいと考え る企業は、独自のタクソノミの概念を創り出さ ずにそうすることができます。本中間報告は、 2014年版のIFRSタクソノミの公表を前に暫定 的に公表されたものの一つです。本公開草 案のコメント募集期限は、11月11日です。

IASBはIFRSの指導者へのさらなる 支援を提供

IFRS財団教育イニシアティブは、フレーム ワークをベースとしたダウンロード無料の 指導用マテリアルをアラビア語、中国語、 英語、フランス語、ロシア語、スペイン語 及びポルトガル語で公表しました。

このフレームワークをベースとした教育プロジェクトは、原則主義の会計基準に従って財務報告書を作成する際にどのように適切な判断を下すのかを、次世代の会計人に教える指導者を支援するためのものです。

G20はコンバージェンスの必要性 を改めて表明

G20(20ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議)は、9月のピータースバーグ・サミットにおいて、会計基準の国際的なコンバージェンスの必要性を改めて表明し、IASBとFASBが高品質な会計基準の単一のセットを達成するための主要な未完のプロジェクト作業を完了するよう促しました。また、G20宣言は、官民両セクターがその直面するリスクに係る開示を拡充するためにさらに努力することを奨励しました。

カナダの投資ファンドがIFRSへ移行

カナダの証券取引委員会(CSA)は、投資ファンドの財務報告をIFRSへ移行するという変更を最終決定したことを発表しました。

カナダの大半の企業が2011年1月1日時 点でIFRSへの移行を要求されましたが、 投資ファンドの移行日については、IASB の投資企業に対する連結の例外が移行 前に整備されるまで延期されていました。 CSAは、投資ファンドにおけるIFRSの適 用に対する障害は、IASBの「投資企業 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27 号の修正)」が公表されたことにより取り除 かれたと考えています。

IASBは開示イニシアティブに取り組む 新しいスタッフグループを公表

IASBは、開示イニシアティブに対応する新しいスタッフグループを組成したことを公表しました。IASBは財務情報の開示のあり方についての懸念に対処するために、短期及び中期の戦略を開発してきました。本イニシアティブでは、IASBの基準設定チームとXBRLチームのメンバーが結集し、IASBのテクニカル・プリンシパルであるKristy Robinsonが主導することになります。基準設定と電子報告の専門家による合同チームの結成は、財務情報の電子ファイリングの重要性の高まりを反映しています。また、XBRLチームがIASBの作業プログラムに加わることで、IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会による最近のXBRLの戦略レビューの重要な局面が完了します。

日本におけるIFRSの任意適用

日本の金融庁は、日本企業によるIFRSの任 意適用に関する要件を緩和する提案を公表 しました。

本提案のもとでは、該当企業は、日本の上場会社であることも、国際的に金融活動又は事業活動を行っていることも必要でなくなります。本提案が採用されると仮定した場合、IFRSを採用したいと考えている日本企業にとって残された唯一の要件は、IFRSをベースとした連結財務報告のための適切な内部のフレームワークを保持していることを示すのみとなります。

IFRSの任意適用要件を緩和することで、IFRS を任意適用する日本企業の数が増えるだけでなく、IFRSの開発において日本が影響力を強化できることが期待されています。

カナダにおけるIFRSへの移行コストは管理可能であることが調査で明らかとなった

カナダのGAAPからIFRSへの移行過程においてカナダの 企業が負担したコストに関する調査によれば、全体として は、かなりのコストがかかったものの管理可能であり、予定 してしたコストと大枠で一致しているとのことでした。

調査によれば、約半数の回答者は、IFRSに基づき財務諸表を作成し監査するコストはカナダのGAAPに基づいた場合とほぼ同じであると答えました。その他には、コスト削減になったと回答した企業がある一方、より多くのコストがかかったと回答した企業もありました。また、本調査では以下の事項も明らかとなりました。

- ・企業の移行に係る予算は50万ドル未満が62%であった。
- ・少なからぬ企業にとって、予想よりも多くの論点が認識され、IFRSの解釈における相違を解決することがコストの主な要因であった。
- ・ IFRSに精通した(多くの場合、海外でIFRSを導入した経験から)スタッフを雇うことによって、コストを管理した企業もあった。
- ・大半の回答者は、移行により諸々の契約の変更を要求 されることはほとんど又は全くなかったため、再交渉のコストは最小限であったと答えた。
- ・ 4分の3の回答者は、想定以上にシステムに柔軟性が あったため、ITインフラに大幅な変更を行う必要がなかっ たと答えた。

本調査は、カナダの会計基準監視評議会とIFRS財団が共同で資金援助を行ったものです。

ACCAはリアルタイムでの報告への道のりを公表

英国勅許会計士協会(ACCA)は、「リアルタイム」の報告に対する投資者からの要望に焦点を当てた、報告書「投資者を理解する:リアルタイム報告への道のり(Understanding investors: the road to real-time reporting)」を公表しました。

リアルタイムでのデータ分析が内部のマネージメントチームにとって現実のものとなってきている一方、投資者は定期的な企業報告の情報にしかアクセスできません。300の投資者と投資コミュニティの要人を対象としたACCAの調査では、現在のような定期的なものではなく、継続的な情報の入手可能性が求められていることが明らかとなりました。

米国鑑定財団

米国鑑定財団(Appraisal Foundation)の鑑定実務審 議会(APB:Appraisal Practices Board) はコンセプ ト・ペーパー「有形資産と無 形資産との区別における評 価の問題」を公表しました。こ れにより、この領域の評価実 務の統一へとつながる議論 が開始されることになります。 APBは、類似点と相違点に ついて議論し、いずれの方 法及び技法が適切であるか についての強制力のないガ イダンスを提供することによっ て、評価を調製する方法が 改善されることを望んでいま す。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表は、2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針 (IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の 正式名称	有効となる会計年度の 開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続(IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の 開示 (IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合に のみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第 12号、IAS第27 号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第 12号およびIAS第27号の修正)	2014年1月1日	ग
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS 第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示ー金融資産と金融負債の相 殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第 11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決め および他の企業への関与の開示: 経過措置ガイダンスーIFRS第10 号、第11号および第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準お よび指針	年次改善2009年-2011年サイク ル	2013年1月1日	ग
IFRS第1号	政府からの借入金ーIFRS第1号の 修正	2013年1月1日	न

2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

第27号およびIAS第28号をすべて同時に 用する必要がある) IFRS第10号 連結財務諸表 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に 用する必要がある) IAS第28号 関連会社および共同支配企業に対 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFR 第12号およびIAS第27号をすべて同時に 用する必要がある) IAS第27号 個別財務諸表 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFR 第12号およびIAS第27号をすべて同時に	基準名	基準または解釈指針の 正式名称	有効となる会計年度の 開始日	早期適用の可否
IFRS第13号 公正価値測定 2013年1月1日 可	IFRS第7号		2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRS第12号 他の企業への関与の開示	IFRIC第20号		2013年1月1日	可
IFRS第11号 共同支配の取決的	IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第10号 連結財務諸表 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IA第27号およびIAS第28号をすべて同時に 用する必要がある) IAS第28号 関連会社および共同支配企業に対 する投資 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に 用する必要がある) IAS第27号 個別財務諸表 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第19号 従業員給付(2011年改訂) 2013年1月1日 可	IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IAS第28号 関連会社および共同支配企業に対 2013年1月1日 可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFR 第12号およびIAS第27号をすべて同時に 用する必要がある)	IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS 第27号およびIAS第28号をすべて同時に適 用する必要がある)
TAS第27号	IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS 第27号およびIAS第28号をすべて同時に適 用する必要がある)
第12号およびIAS第28号をすべて同時に用する必要がある) IAS第19号 従業員給付(2011年改訂) 2013年1月1日 可 IFRS 実務記述 経営者による説明:表示に関するフレームワーク 強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	IAS第28号		2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS 第12号およびIAS第27号をすべて同時に適 用する必要がある)
IFRS 実務記述 経営者による説明:表示に関するフ 強制力を持たないガイダ ンスのため、適用開始日 は存在しない IAS第1号 その他の包括利益の項目の表示 2012年7月1日 可 IAS第1号の修正) 可 IAS第12号 繰延税金:原資産の回収(IAS第12 2012年1月1日 可	IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS 第12号およびIAS第28号をすべて同時に適 用する必要がある)
書 レームワーク ンスのため、適用開始日は存在しない IAS第1号 その他の包括利益の項目の表示 2012年7月1日 可 (IAS第1号の修正) IAS第12号 繰延税金:原資産の回収(IAS第12 2012年1月1日 可	IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
(IAS第1号の修正) IAS第12号 繰延税金:原資産の回収(IAS第12 2012年1月1日 可			ンスのため、適用開始日	N/A
	IAS第1号		2012年7月1日	可
	IAS第12号		2012年1月1日	可

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示してい ます。グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを 目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
ディスカッション・ペーパー	財務報告に関する概念フレームワークの見直し	2014年1月14日
公開草案	SME向けIFRS:中小企業向け国際財務報告 基準の修正案	2014年3月3日



www.gti.org

 $\hbox{@ 2013}$ Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド (グラント・ソントン・インターナショナル) とメンバー・ファームは、 世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。